

地域型住宅ブランド化事業 グループ募集要領

【平成24年度第1回版】

平成24年4月

地域型住宅ブランド化事業評価事務局

目次

1	事業の趣旨	3
2	事業の流れ	3
3	本事業における補助対象	5
3.1	補助対象となる住宅	5
3.2	本事業における「地域材」の考え方	5
3.3	補助対象となる経費	6
3.4	補助金の額	7
4	グループ募集の内容	8
4.1	グループの要件	8
4.1.1	グループの構成員に関する要件	8
4.1.2	その他のグループの要件等	9
4.2	応募の方法	9
4.3	応募内容の評価	9
4.3.1	評価の実施体制	9
4.3.2	評価の手順	10
4.3.3	評価の視点・ポイント	10
4.4	グループの採択	11
5	グループ募集に関する手続き	11
5.1	グループ募集の期間	11
5.2	提出書類	11
5.3	問い合わせ・資料の配付・適用申請書等の提出先	15
5.4	適用申請書等の提出方法	15
6	事業中及び事業完了後の留意点	16
6.1	事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力	16
6.2	情報の提供	16
6.3	情報の取り扱い等	16
6.3.1	情報の公開・活用	16
6.3.2	個人情報の利用目的	16
6.4	その他	17
7	今後の予定	17
【参考：補助金の交付に関する手続き】		
(1)	補助金交付申請	18
(2)	交付決定	18

(3)	補助事業の計画変更	19
(4)	実績報告及び額の確定	19
(5)	平成24年度採択事業において対象となる住宅の着工期間	20
(6)	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	20
別紙1	本事業の補助の対象となる「木造住宅」について	21
別紙2	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年12月5日法律第87号）に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」について	22
別紙3	一住宅生産者当たりの補助対象戸数上限の考え方について	23
別紙4	「東日本大震災により被災した地域」の考え方について	24
別紙5	「柱・梁・桁・土台の過半」について	25
別紙6	「元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者」の考え方について	26
別紙7	使用する「地域材」の内容等についての確認ができる書類について	27

【別添】

地域型住宅ブランド化事業 適用申請書 様式

※ 募集要領の内容等、本事業に関するQ & A等の追加的な説明を順次「5. 3 問い合わせ・資料の配付・適用申請書等の提出先」に示すホームページに掲載しますのでご確認ください。

1 事業の趣旨

本事業は、将来にわたって継続される、地域における木造住宅生産・維持管理体制の強化を図ることを目的として実施するものであり、中小住宅生産者等が、他の中小住宅生産者や木材、建材流通等の関連事業者とともに連携体制（グループ）を構築して地域材を活用した木造長期優良住宅の供給を促進することにより、

- ① 地域の中小住宅生産者等が供給する住宅に関する消費者の信頼性の向上
- ② 関連産業の多い、地域の木造住宅市場の振興による地域経済の活性化
- ③ 地域の住文化の継承及び街並みの維持・保全
- ④ 地域の林業・木材産業関連事業者と住宅生産関連事業者との連携構築を通じた、木材自給率の向上及び森林・林業の再生

を目指すものです。

この観点から、本事業では、上記連携体制による、グループ毎に定められた共通ルールに基づく地域材を活用した木造の長期優良住宅の整備を行うグループを公募によって募り、その取組が良好なものについて国土交通省が採択し、採択されたグループに所属する中小住宅生産者が当該取組内容に基づく地域材を活用した木造の長期優良住宅の建設を行う場合、その費用の一部を予算の範囲内において補助するものです。

2 事業の流れ

本事業は、グループ募集と補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。各々の手続きの概要は、以下のとおりです。

① グループ募集

地域型住宅ブランド化事業評価事務局（以下、「評価事務局」という。）が、グループの評価に当たって必要となる事項を定め、地域の木材関連事業者、建材流通事業者、中小住宅生産者等によって構成されるグループを対象として、グループ毎の共通ルールに基づく木造の長期優良住宅の整備を行うグループの募集を行います。

応募のあったグループの取組内容について学識経験者からなる評価委員会による評価結果を踏まえ、その取組が良好なものについて、当該取組内容に基づく活動を行うことを要件として国土交通省がグループの採択を行います。

② 補助金交付

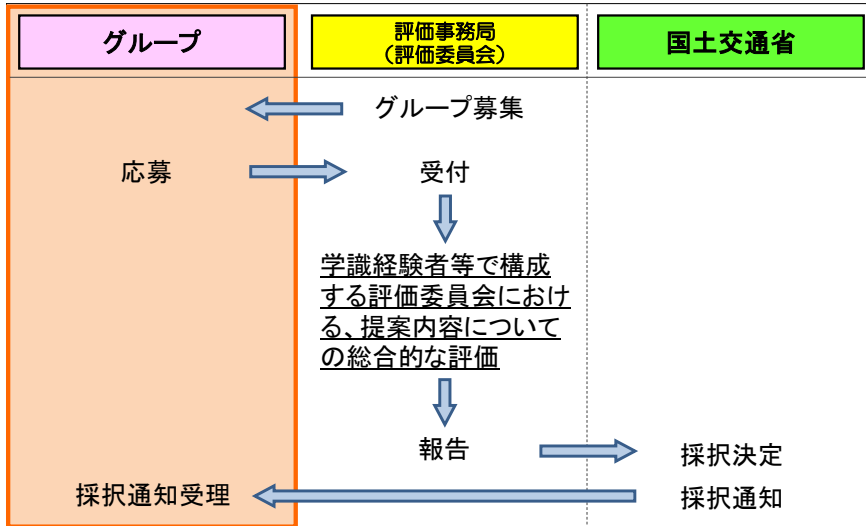
採択されたグループに所属する中小住宅生産者が、上記の要件に従って建設する木造の長期優良住宅の建設工事費についての補助金を受けるためには、地域型住宅ブランド化事業実施支援室が別途定める「地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル」に従い、補助対象となる住宅ごとに補助金交付申請を行うとともに、事業終了時等に実績報告を行っていただく必要があります。

なお、補助対象となる住宅については、グループ内において、構成員である住宅

生産者に適宜割り当てて頂くことになります。

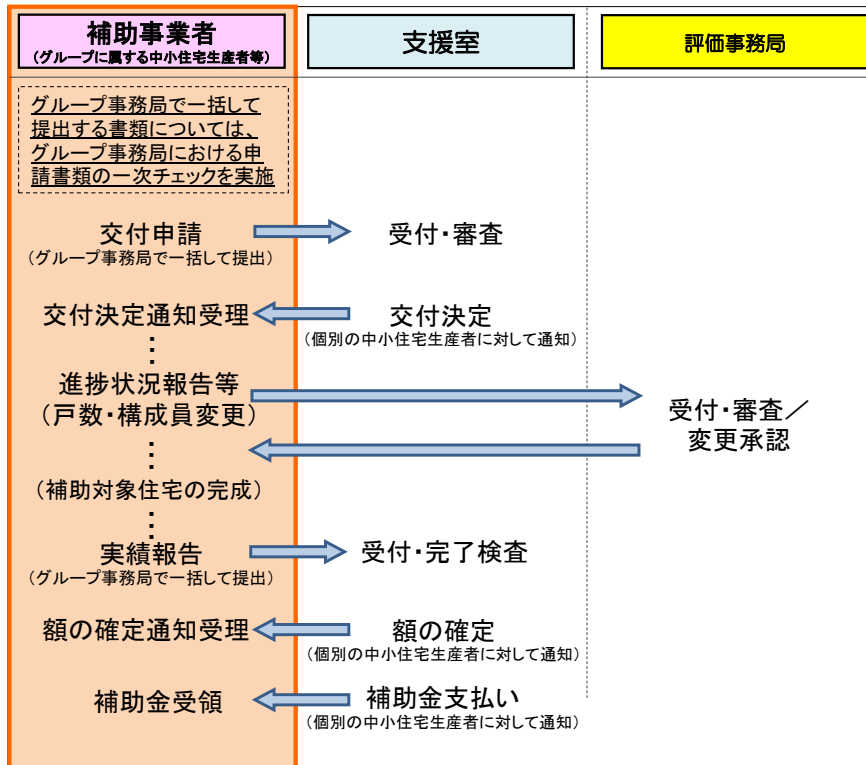
◆ 地域型住宅ブランド化事業の流れ

【グループ募集】



【補助金交付】

※ 詳細については、別途定める「地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル」を参照。



3 本事業における補助対象

3.1 補助対象となる住宅

本事業の補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）については、次の全ての要件を満たす、地域材を活用する木造住宅【→別紙1】を対象とします。

① 採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等（グループに対する採択通知において指定する内容）に則して、グループの構成員である中小住宅生産者等により供給されるもの

② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年12月5日法律第7号）に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの【→別紙2】

採択されたグループに対しては、適用申請書に記載された住宅供給戸数の実績や取組の内容を考慮し、予算の範囲内で補助対象戸数の割り当てを行います。なお、一住宅生産者当たりの補助対象戸数は、原則、5戸を上限とし【→別紙3】、個別の住宅生産者への補助対象戸数の割り当てはそれぞれのグループ内で決定していただきます。ただし、主たる事業所（本社）が、東日本大震災により被災した地域（以下、「特定被災区域」という。）【→別紙4】に存する住宅生産者については、10戸を上限とします。

※ 一住宅生産者当たりの戸数上限については、上記の戸数を原則としますが、グループの応募状況や予算の執行状況等を総合的に勘案し、過去の類似の補助金の適用状況に応じて個別住宅生産者毎にさらに制約を設けることがあります。

※ グループが採択されることにより、必ずグループとしての供給予定戸数の全てを補助対象として認めるものではありません。なお、採択後の供給状況に応じ、決定した補助対象戸数を変更することもありますので予めご注意ください。

※ 原則として、平成24年度中に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）するものを対象とします。採択された戸数であっても、平成24年度中に着工に至らないものについては補助の対象となりません。グループに対する採択通知の発出前に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅は補助対象となりませんので十分ご注意ください。

3.2 本事業における「地域材」の考え方

本事業における、「地域材」については、原則として、以下に示す(1)から(3)のいずれかに該当するとともに、グループ構成員である原木供給者により供給され、グループ構成員を伝わって供給されるもののみを指します。なお、これら「地域材」以外の木材の使用を妨げるものではありません。

グループごとの「地域型住宅」には、これら「地域材」を積極的に使用していただくことを前提とし、使用する「地域材」については、その名称、産地、認証制度

を特定するとともに、供給・加工・利用に関する「共通ルール」を決めていただきます。また、主要構造材（柱・梁・桁・土台）及び主要構造材以外の部材における地域材使用のルールを決めていただきます。

- (1) 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品（例：都道府県等が実施する認証制度、木材表示推進協議会（FIPC）などの認証制度）
- (2) 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品（例：森林管理協議会（FSC）、PEFC森林認証プログラム（PEFC）、「緑の循環」認証会議（SGEC）などの認証制度）
- (3) 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品

(参考)

- 合法性、持続可能性の証明について
合法性、持続可能性が証明される木材・木材製品については、合法木材ナビホームページ（<http://www.goho-wood.jp/>）などにおいて確認できます。
- 産地などの民間の第三者機関による認証について
産地などについて、民間の第三者機関により認証される木材・木材製品については、木材表示推進協議会ホームページ（<http://www.zenmoku.jp/fipc/>）などにおいて確認できます。

3.3 補助対象となる経費

補助金交付の対象となる経費の範囲は、対象住宅の建設に要する費用であって以下の表に掲げるものです。なお、ここに掲げた工事以外の工事を実施することに差し支えはありませんが、その費用は補助対象とはなりません。補助金交付申請書及び実績報告書の「補助対象経費」には、補助対象となる経費のみ計上してください。

本事業の補助対象となる住宅について、「住宅エコポイント」など国からの補助等を受けている場合又は受ける見込みの場合、本事業の補助の対象とはなりません。
また、本事業とは別に、木材の使用や建設費に対する他の補助等を受けている場合又は受ける見込みの場合、本事業の補助対象と他の補助事業の補助対象が重複するなど、内容によっては本事業の補助の対象とならないことがあります。他の補助金との併用をご検討される際は補助対象や補助の条件について十分ご確認ください。

科 目	説 明	
建築工事費 (補助対象 工事費)	主体工事費	建築主体の工事に要する費用をいう。ただし、建築主体と分離して設けられる受水槽、煙突その他これらに類する工作物の設置工事に要する費用を除く。
	屋内電気設備工事費	屋内の電気その他の配線工事及び器具(配電盤を含む。)の取付けに要する費用をいう。
	屋内ガス設備工事費	屋内のガス設備の設置工事に要する費用をいう。
	屋内給排水設備工事費	屋内の給水配管工事、排水配管工事(建築物外の第1ためます及びそれに至る部分の工事を含む。)及び衛生器具の取付けに要する費用をいう。

- ※ 通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象となりますが、建築主が分離して購入可能なもの(例:エアコン、カーテンなど)は、補助対象外となりますのでご注意ください。また、本事業の補助対象となる太陽光発電や高効率給湯器の補助を別途受ける場合、補助対象経費から当該設備の設置にかかる工事費については除外する必要があります。
- ※ 屋外附帯設備工事費、昇降機設置工事費、外構工事費、解体工事費、設計監理費、調査費、申請手数料は補助対象外です。
- ※ 現場管理に必要な費用で、事務・通信・運搬・監督の人件費については、上記工事費の中に含めることができます。

3. 4 補助金の額

本事業による補助金の額は、「3. 3 補助対象となる経費」の1割以内の額で、かつ対象住宅1戸当たり100万円を上限とします。また、柱・梁・桁・土台の過半【→別紙5】において、「3. 2 本事業における『地域材』の考え方」に示す「地域材」を使用する場合には、地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助を加算し、「3. 3 補助対象となる経費」の1割以内の額で、かつ対象住宅1戸当たり120万円を上限とします。

なお、都道府県が実施する補助事業等により、地域材使用に充当する他の補助金を受給する場合は、上記のうち地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助を加算することはできませんのでご注意下さい。

また、本事業による補助金に関して、補助金交付申請時等に任意の様式により、建築主(施主)に還元される補助金の額が明記されていることを条件とします。すなわち、本事業による補助金相当額は、建築主に還元される必要があります。

4 グループ募集の内容

本事業に取り組もうとするグループは以下に示す内容により、「地域型住宅ブランド化事業」の取組内容を提出し、採択される必要があります

4. 1 グループの要件

4. 1. 1 グループの構成員に関する要件

応募グループは、原則として地域材を活用した木造の長期優良住宅の供給に取り組む、その構成員は、以下に示す業種毎に、①から⑥の業種についてそれぞれ原則として1事業者以上により構成されるものとします。ただし、⑥施工については5から10事業者程度以上により構成され、かつ、個々の事業者は原則として元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の住宅生産者（以下、「中小住宅生産者」という。）であることを要件とします。

- ① 原木供給（素材生産事業者等）
- ② 製材・集成材製造・合板製造
- ③ 建材（木材）流通
- ④ プレカット加工
- ⑤ 設計
- ⑥ 施工
- ⑦ その他

※ 「50戸程度」は直近の3年間の年間平均新築住宅供給戸数が54戸以下の住宅供給事業者を対象とします。【→別紙6】

※ ⑥施工に該当する構成員については、中小住宅生産者が5から10事業者程度以上所属していれば、それらに加え、中小住宅生産者に該当しない事業者（ただし、元請の年間新築住宅供給戸数が概ね300戸程度未満の事業者。以下、「中規模工務店」という。）が含まれることも可とします。ただし、中規模工務店における補助対象戸数は、一定の制限を課すこととします。【→別紙3】なお、1グループに所属する中規模工務店の事業者数は、当該グループに所属する中小住宅生産者と中規模工務店の事業者数の合計の1/3以内とします。

※ 国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない（グループ構成員として記載できない）が、地域材の調達手続きが明確な場合は、その旨を適用申請書（様式2-2）において説明してください。

※ ①全て手刻み加工による「地域型住宅」を供給するため、構成員にプレカット加工を含まない場合や、②製材事業者等から直接仕入れを行う場合 など、地域型住宅の特性に応じ、必然的に一部の業種を含まないこととなる場合は、その根拠を適用申請書（様式2-3）において説明してください。

4. 1. 2 その他のグループの要件等

- 同一のグループが複数の応募を行うことはできません。ただし、一つの応募において複数の「地域型住宅」の生産の仕組みや、地域特性によるパターンを設定することは可能とします。なお、構成員や取組内容からほぼ同一のグループと見なされるものについては、そのうち最も高い評価を得たもの以外は無効とします。
- 一つの応募において、一の事業者が上記①から⑦の業種のうち複数の業種を兼ねることも可とします。ただし、「4. 3. 3 評価の視点・ポイント」に示すように、本事業の目的があくまでも、地域における木造住宅生産・維持管理体制の強化であることから、地域の木造住宅関連事業者が主体的に参画する取組であることが望まれます。
- 一の事業者が複数のグループの構成員として登録され、応募を行うことも可としますが、「4. 3. 3 評価の視点・ポイント」に示すように、グループ毎に特徴の異なる「地域型住宅」の供給について、それぞれのグループの構成員として、適切に対応できることが前提となります。
- グループは必ずしも同一地域、同一都道府県内の構成員のみで構成される必要はありません（例：地方の木材供給事業者と連携体制を構築し、大都市部で住宅を建設するグループ等）。
- グループ構成員については、一定の要件のもとで事業実施期間中に変更手続きを可能とし、詳細は「地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル」に定めます。
- 応募を行うグループについては、法人格の有無を要件とはしません。

4. 2 応募の方法

以下に示す事項について、「5. 2 提出書類」に示す適用申請書様式に記載し、その他必要書類を添付の上、「5. 3 問い合わせ・資料の配付・適用申請書等の提出先」に示す提出先まで提出してください。

4. 3 応募内容の評価

4. 3. 1 評価の実施体制

グループの採択にあたり、学識経験者からなる「地域型住宅ブランド化事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において評価が行われます。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員会規則を定めて委員の評価業務について以下の制限を行います。

- ・ 委員と関係を有する企業、団体等が関わるグループについては、当該委員は当該グループの個別評価に関わることはできません。

- ・ 委員又は委員と関係を有する企業、団体等が、業務として、コンサルティング、アドバイス等を行ったグループについては、当該委員は当該グループの個別評価に関わることはできません。

なお、評価委員会の議事録については非公開とし、審査に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

4. 3. 2 評価の手順

適用申請書を基に、応募の要件を満たしているか等について確認するとともに、「4. 3. 3 評価の視点・ポイント」に示す内容を中心に書面評価を行います。また、必要に応じてヒアリング等を行います。

適用申請書の内容等に不明確な部分等がある場合には追加説明資料の提出を求めることがあります。この追加説明資料の提出が期日までに行われない場合は、審査の対象外となる場合があります。

4. 3. 3 評価の視点・ポイント

評価委員会における評価は、「1 事業の趣旨」等を踏まえ、以下の視点等に基づいて実施することとします。

- 地域の木材関連事業者、建材流通事業者、中小住宅生産者等の連携体制の構築及びグループ毎の共通ルールに基づく「地域型住宅」の供給を通じ、
 - ・ 効率的かつ合理的な住宅生産システムの構築
 - ・ 消費者に対する信頼性の向上
 - ・ グループ構成員の経営力の向上
 - ・ グループ構成員の技術力の向上
 - ・ 街並みづくり等への貢献 等
 に資する取組であること。
- 単独では長期優良住宅の供給が難しい中小住宅生産者がグループに参加することにより供給可能となるなど、地域の中小住宅生産者が主体的に参加し、その技術力の向上等に資する取組であること。
- 長期優良住宅だけでなく、本補助事業以外の取組として、住宅の省エネ基準、フラット 35 など、多岐にわたる住宅関連施策・制度へのグループとしての対応を通じた、施策対応力の向上に資する取組であること。
- グループ内の連携体制が従来の商取引上の関係に留まるものではなく、グループ内において新たな付加価値を有する地域型住宅の仕様や、より合理化された供給体制などが具体的に議論、検討され、グループ毎に特徴的な「地域型住宅」を供給する取組であること。
- 地域型住宅に用いる地域材について選定に当たっての考え方や地域材の利用方針等についての考え方が明確であり、地域材を積極的に使用する取組であること。

- 地域のプロジェクトやその他行政上の計画に具体的に位置づけられた取組であること（環境未来都市など）。
- その他、災害時におけるグループとしての対応の考え方が明確であるなど、地域貢献に配慮した取組であること。 等

4. 4 グループの採択

評価委員会の評価の報告を受けて、国土交通省が採択グループを決定し、応募者に採択又は不採択の旨を通知します。また、評価事務局より、採択要件、グループ毎の割当戸数、採択グループの構成員の内容等を通知します。

グループに対する採択通知の発出前に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅は補助対象となりませんので十分ご注意ください。また、採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等（グループに対する採択通知において指定する内容）に則して補助対象となる住宅を建設する必要があり、これに違反している場合は、採択通知発出後に着工した住宅であっても補助金は交付されません。

なお、万一、グループに対する採択通知の発出後に、適用申請書の記載内容に虚偽があることが判明した場合や、グループが本募集要領に定める要件に適合しなくなった場合等においては、グループに対する採択を取り消すとともに、場合によっては、グループ構成員である住宅生産者に対して発出した補助金交付決定通知の取消や既に交付した補助金の返還を求めることがありますので十分にご注意下さい。

5 グループ募集に関する手続き

5. 1 グループ募集の期間

平成24年4月25日（水）～平成24年6月8日（金） 必着

5. 2 提出書類

応募をしようとするグループは、公募期間中に以下の提出書類一覧表に従って、1)～7)の書類等について「5. 3 問い合わせ・資料の配付・適用申請書等の提出先」に示す提出先まで提出してください。なお、提出部数は 1)及び 2)は8部、3)から 7)は1部とします（5)については、構成員毎に1枚、全構成員分を提出してください。

■提出書類一覧表

- | |
|---|
| 1) 適用申請書【様式1、様式2-1～2-3、様式3-1～3-3、様式4-1～4-2】 |
| 2) グループの概要、代表者の選出方法や事務局の役割などのグループの意思決定の方法が確認できる書類（定款、規約等）【任意様式】 |

- 3) グループの全構成員の実態が確認できる書類（法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）、設計事務所登録（設計事務所）、建設業登録、労災等の書類（建設業登録を行っていない大工職等）等、様式2-1-1に記載された内容の根拠が分かる資料）
【任意様式】
- 4) 使用する「地域材」の内容等についての確認ができる書類【任意様式】【→別紙7】
- ① 認証制度等の内容（産地や性能等の認証する内容、COC認証の必要性等）が確認できる資料（必須）
 - ② 地域材が住宅に使用されていることを証明する方法の説明書（必須）
 - ③ ②に示す方法による証明のため個別物件ごとに添付すべき書類の具体例等（必須）
 - ④ 構成員が「地域材」の取扱い事業者として認定を受けていること又は、それと同等の木材の分別管理等を行っていることを確認できる資料（「地域材」の認証制度において事業者の登録が必要な場合のみ）（必須）
- 5) グループ構成員の適用申請書記載事項確認念書【様式5】（構成員毎に1枚、全構成員分）
- 6) チェックリスト（上記1）～5）の書類の有無等について確認するもの）
- 7) CD-R（上記1）～6）の書類の電子ファイルを格納したもの）

※ 注意事項

- ① 応募書類は、日本語の活字体（手書きは不可）で、A4サイズ（片面印刷）にまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- ② 電子ファイルを作成するアプリケーションソフト及び保存形式は、Microsoft社のWord 2000及びExcel 2000以降のバージョン形式としてください。ただし、Word 2007及びExcel 2007以降のバージョンは未対応ですので、ご注意ください。使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。これによりがたい特段の事情等がある場合は5.3によりお問い合わせください。
- ③ CD-Rには、「地域型住宅ブランド化事業（平成24年度第1回）」と応募グループ名を記載してください。
- ④ 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ⑤ 応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

※ 適用申請書の記入に当たっての留意点

【各様式共通】

- 適用申請書は、原則A4版1枚以内とし、内容は簡潔なものとしてください。
- 適用申請書には、記載が「必須」の事項と「任意」の事項の2種類がありま

- す。必須事項について記載がない場合は採択されません。
- それぞれの様式の注をよく確認して、漏れのないよう記載、書類の添付等を行ってください。
 - 適用申請書の書類はいずれも Excel 形式です。

【様式 1 地域型住宅ブランド化事業 適用申請書（表紙）】

【様式 2-1-1 地域型住宅の生産体制】…グループ構成員等について

- 12. のグループ構成員は【様式 2-1-2】に記入してください。リンクが組まれていますので【様式 2-1-1】には自動的に記入されます。
- 「地域材の名称・産地・認証制度等」については、当該地域型住宅に主に用いる地域材の名称とその産地及び活用する認証制度について記載してください。

【様式 2-1-2 グループ構成員記入リスト】…グループ構成員等について

- 業種（Ⅰ、Ⅱ、…）毎に、それぞれ原則として 1 事業者以上の構成員による体制とします。ただし、「Ⅵ. 施工」については、原則として 5 から 10 事業者程度以上の構成員とします。
- 「Ⅵ. 施工」の構成員となるのは事業者の本社です。支社や営業所等の単位では構成員にはなれません。なお、実績欄には、支社・営業所等を含む会社全体の供給実績戸数を記載してください。
- 同じく、「Ⅵ. 施工」については、事業者毎に元請の新築住宅供給戸数とそのうちの木造の長期優良住宅の戸数について、平成 23 年の実績及び平成 21 年から平成 23 年の 3 カ年における 1 年当たりの平均を記載して下さい。
- 各事業者の実績については、平成 23 年（1 月～12 月）の実績とします。
- 実績の大きい事業者から順に記載してください。
- 実績の内容については、適宜、証拠書類を求める場合もあるので、必ず裏付けのある数量等を記載してください。
- 様式に示した以外の業種を記載する場合は、その業種について具体的に記載するとともに、実績についても適宜設定し、その数量等を記載してください。

【様式 2-2 地域型住宅の生産体制に関する補足説明】

…構成員の連携体制、地域材供給の流れ等について（フロー図等）

- 【様式 2-1-1 地域型住宅の生産体制】において記載した内容に関連し、構成員の連携体制や地域材供給の流れ等について、フロー図等を用いて、事務局の役割を含め分かりやすく説明してください。
- 国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない（グループ構成員として記載できない）が、地域材の調達手続きが明確な場合は、その旨を本様式において説明してください。

【様式 2-3 地域型住宅の生産体制に関する補足説明】

…使用する地域材の選定の考え方、一部業種を含まないこととなる根拠

- 地域型住宅の生産体制に関する補足説明等として、地域材の選定に当たっての考え方を分かりやすく説明してください。
- 【様式2-1-1 地域型住宅の生産体制】において、地域型住宅の特性に応じ、必然的に一部の業種を含まない場合は、その根拠を説明してください。
(例1) 全て手刻み加工による「地域型住宅」を供給するため、構成員にプレカット加工を含まない場合
(例2) 製材事業者等から直接仕入れを行う場合など、地域型住宅の特性に応じ、必然的に一部の業種を含まないこととなる場合

【様式3-1 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルール】

- 記載欄の行数に過不足がある場合は適宜調整してください。
- 記載内容については、箇条書きでポイントとなる点を明確に記載してください。
- 5の(2)において、「主要構造材における地域材使用のルール」及び「主要構造材以外の部材における地域材使用のルール」については可能な限り定量的なルールを記載して下さい。
- 対象住宅が、それぞれのグループの共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段について記載してください(適確かつ簡易に確認できる手段とすること)。当該項目に記載する事項は、定性的な確認手段ではなく、添付資料等により、数値(定量的手法)や有無(○×)で判断が可能なものとします。すなわち、そのような内容で判断ができないものについては、「地域型住宅の生産に関する共通ルール」として設定することはできないこととします。

【様式3-2 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルールに関する補足説明(図表等)】

- 「様式3-1 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルール」において記載した内容に関連し、地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルールについて、図表等を用いてわかりやすく説明してください。

【様式3-3 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルールに関する補足説明】

…グループ形成や生産に関する共通ルールの合意形成のプロセス 等

- 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルールに関する補足説明として、グループ形成のプロセスや地域型住宅の生産に関する共通ルールの合意形成のプロセスについて、分かりやすく説明してください。

【様式4-1 地域型住宅の生産体制による具体的取組】

- 記載欄の行数に過不足がある場合は適宜調整してください(1枚以内に収めてください)。

- 記載内容については、箇条書きでポイントとなる点を明確に記載してください。
- それぞれの具体的取組について記載するとともに、業種毎の役割分担を様式 2-1-1 の業種分類（Ⅰ、Ⅱ、…）に従って記載してください。
- 平成 24 年度における地域型住宅の供給予定戸数等の欄には、地域型住宅の供給予定戸数（全体・長期優良住宅）、地域型住宅による地域材使用予定量（全体・長期優良住宅分）および、それぞれの根拠を記載してください。その際、様式 2-1-1 に記載した実績との関係も記載してください。
- 業種毎の役割分担については、様式 2-1-1 の業種分類に従って各取組を行う主たる業種に「◎」、関連して担う業種に「○」を記載してください。

【様式 4-2 地域型住宅の生産体制による具体的取組に関する補足説明（図表等）】

- 【様式 4-1 地域型住宅の生産体制による具体的取組】において記載した内容に関連し、地域型住宅の生産体制による具体的取組及び役割分担について、図表等を用いてわかりやすく説明してください。

5. 3 問い合わせ・資料の配付・適用申請書等の提出先

質問・相談については、原則として、ファックス又は電子メールでお願いします。回答は類似のものについてはまとめるなどの整理を行った上で Q&A として下記ホームページに回答を掲載します。形式的な質問を除き電話での質問・相談は受け付けません。

応募様式は、下記のホームページから様式をダウンロードしてください。

<問い合わせ先・適用申請書等の提出先>
 地域型住宅ブランド化事業評価事務局
 （一般社団法人木を活かす建築推進協議会 内）
 住所 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル 5 階
 電話 : 03-3560-2886 〈平日 9:30~17:00〉
 FAX : 03-3560-2878
 E-mail : info@chiiki-brd.jp
 URL : <http://www.chiiki-brd.jp> (応募様式のダウンロード先)

※提出先の住所に誤りがないようご注意ください。

5. 4 適用申請書等の提出方法

紙媒体及び電子媒体（CD）の両方を郵送で提出してください。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みしてください。

郵送時は、「応募書類在中」を記入してください。
応募書類の差し替えは固くお断りします。

6 事業中及び事業完了後の留意点

6. 1 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力

事業の採択を受けた者には、補助期間終了後、地域型住宅ブランド化事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

6. 2 情報の提供

事業の採択を受けた者においては、自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めることとします。また、この情報については、評価事務局等に適宜提供をいただき、これらの機関は必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

6. 3 情報の取り扱い等

6. 3. 1 情報の公開・活用

① 情報の公開範囲

採択されたグループについては、応募内容、報告された内容に関する情報は、原則として全て公開とします。

ただし、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が正当な理由を付して申し出た場合は公開しません（なお、ホームページ等での公開に当たり、個別の意向確認は行わないので、該当する事項がある場合には、適用申請書提出時に申し出てください）。

② プレス発表等について

採択決定後、採択されたグループについては地域型住宅の名称、グループの名称、取組内容の概要等をプレス発表し、併せて国土交通省及び評価事務局等のホームページに掲載します。

6. 3. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、本事業の補助対象となる住宅に対し国等から他の補助金を受けていない

かを調査するために利用することがあります。

6. 4 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 平成 24 年度地域型住宅ブランド化事業補助金交付規程（「主たる事業所が特定被災区域に存する住宅生産者向け」及び「主たる事業所が特定被災区域以外に存する住宅生産者向け」）
- 五 地域における木造住宅生産体制強化事業補助金交付要綱
- 六 地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル
- 七 その他関連通知等に定めるもの

7 今後の予定

平成 24 年度は、夏から秋頃を目処に第 2 回募集を実施する予定です。詳細については決定次第国土交通省のホームページ等において発表いたします。

【参考：補助金の交付に関する手続き】

採択されたグループに所属する中小工務店が、補助金の交付を受けるためには、以下に示す内容のほか、採択結果の通知時にお知らせする「地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル」の内容により、補助対象となる住宅毎に補助金の交付に関する手続きを行う必要があります。本項ではその概略をお知らせしますので、詳細については、当該手続きマニュアルをご参照ください。

(1) 補助金交付申請

補助金交付申請は、一定の期間に、今後着工を予定している住宅及び当該期間までに着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅について、補助金交付申請書、地域材使用量計画表、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し等の必要な書類を国土交通省外に設ける「地域型住宅ブランド化事業実施支援室」（以下、「支援室」という。「地域型住宅ブランド化事業評価事務局」とは別）に提出していただくことにより行っていただきます。補助対象となる住宅については、グループ内において、構成員である住宅生産者に適宜割り当てて頂くこととなりますが、グループに対する採択通知の発出日以前に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅は補助対象となりませんので十分ご注意ください。

また、これとは別に、今後の補助金交付申請の予定等の進捗状況を報告いただきます。

なお、これら補助金交付申請の手続きに当たっては、採択グループ内の住宅生産者等が作成した補助金交付申請に係る書類について、グループ事務局がとりまとめ、グループの共通ルールへの適合状況等を中心にチェックを実施した上で、一括して支援室に提出することとします（この際、グループとして補助金交付申請に係る書類についてチェックしたことを確約する書類（様式を指定）を添付していただきます）。

さらに、採択グループに所属する中規模工務店についても、一住宅生産者当たりの戸数の上限（原則5戸もしくは10戸）以内で、採択グループの割当戸数の1割又は一住宅生産者当たりの割当戸数（グループに所属する全住宅生産者数でグループ採択戸数を除いた数。小数点以下切り捨て。）のいずれか少ない戸数を上限として補助金交付申請を認めることとします。【→別紙3】

(2) 交付決定

補助金交付申請を受け、支援室において以下の事項等について審査し交付決定を行います。グループに対する採択通知が発出されていても、補助金の交付を受けようとする個々の住宅生産者が交付決定を受け、適切に実績報告が行われなければ補助金は交付されませんのでご注意ください。交付決定の結果については、支援室が定める補助金交付規程に従って個々の申請者に通知します（グループ宛にも構成員の交付決定の状況をお知らせします）。

- ① 補助金交付申請の内容が、採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等（グループに対する採択通知において指定する内容）に則したものであること。
- ② 補助事業の内容が、補助金交付規程や「地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル」等に規定する内容等を満たしていること。
- ③ 補助対象費用には、国の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

(3) 補助事業の計画変更

採択を受けたグループは、採択後の状況の変化等により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、評価事務局の承認を得る必要があります。

- ① 採択要件として指定した事業内容の変更をしようとする場合（例：グループの構成員の変更等）
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに評価事務局に報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、要件としていた事業内容が実行されない場合など計画内容に変更があり、採択された内容と異なるものとなったと判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

(4) 実績報告及び額の確定

交付決定通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、支援室に対し、完了実績報告を行っていただく必要があります。

完了実績報告においては、工事が補助金交付申請の内容に沿って適切に実施されたことを証明するための書類を添付していただきます。

なお、これら完了実績報告の手続きに当たっては、補助金交付申請と同様に、採択グループ内の住宅生産者等が作成した完了実績報告に係る書類について、グループ事務局がとりまとめ、グループの共通ルールへの適合状況等を中心にチェックを実施した上で、一括して支援室に提出することとします（この際、グループとして完了実績報告に係る書類についてチェックしたことを確約する書類（様式を指定）を添付していただきます）。

支援室は、完了実績報告に係る書類を受理した後、補助金交付申請の内容に沿って補助対象となる住宅の施工が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、完了実績報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を

確定し、支払いの手続きを行います。支払いの時期は額の確定通知が発出された時期によって異なります。

支払いは、各補助事業者（個々の住宅生産者）が指定した銀行等の口座に振り込むことにより行います。

(5) 平成24年度採択事業において対象となる住宅の着工期間

原則として、平成24年度中に着工し、平成24年度内に完成する必要があります。ただし、状況に応じ、完成時期が翌年度にまたがることを認めることもあります。採択され、グループに割り当てられた戸数内であっても、平成24年度中に着工に至らないものについては補助の対象となりません。グループに対する採択通知の発出前に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅は補助対象となりませんので十分ご注意ください。

(6) 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、補助金交付規程や「地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル」等に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ① 適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

本事業の補助の対象となる「木造住宅」について

本事業の補助対象となる「木造住宅」は、主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。）が木造のものとし、ます（いわゆる在来工法、桝組壁工法、丸太組構法等）。

※ 本事業の趣旨に鑑み、建築基準法に規定する型式部材等の製造者としての認証を受けた者により製造されるもの（いわゆるプレハブ住宅等）は本事業の補助対象とはなりません。

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年12月5日法律第87号）に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」について

- 本事業においては、補助対象住宅の要件として、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成20年12月5日法律第87号）に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」としており、あらかじめ長期優良住宅建築等計画の認定を受けた上で、補助金交付申請の際に長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写しを提出する必要があります（グループに対する採択通知発出日以降に着工した住宅のみが補助対象となります）。
- 「長期優良住宅」の認定制度等については、国土交通省ホームページ「長期優良住宅法関連情報」（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html）をご覧ください。）
- 長期優良住宅建築等計画の認定を申請する所管行政庁は、対象住宅の建設地により決まります。この認定の申請先については、検索システム（<http://chouki.hyoukakyokai.or.jp/p/>）により検索できます。
また、このシステムでは、各所管行政庁が登録住宅性能評価機関による技術的審査を活用するか否か、活用する場合の対象図書の範囲についても検索結果によって確認できます。

一住宅生産者当たりの補助対象戸数上限の考え方について

- 採択されたグループについては、適用申請書の内容や住宅供給の実績等を総合的に考慮し、予算の範囲内で補助対象戸数の割り当てを行います。なお、補助を受けることのできる住宅の戸数は、原則、一住宅生産者あたり5戸を上限とします。ただし、主たる事業所（本社）が特定被災区域に存する住宅生産者については、10戸を上限とします。
- なお、グループに中小住宅生産者が5から10事業者程度以上所属していれば、それらに加え、中規模工務店がグループ構成員に含まれることも可とします。なお、1グループに所属する中規模工務店の事業者数は、当該グループに所属する中小住宅生産者と中規模工務店の事業者数の合計の1/3以内とします。
- 本事業は、原則、中小住宅生産者に対する支援を行うものですが、採択グループに所属する中規模工務店についても、一住宅生産者当たりの戸数の上限（原則5戸もしくは10戸）以内で、採択グループの割当戸数の1割又は一住宅生産者当たりの割当戸数（グループに所属する全住宅生産者数でグループ採択戸数を除いた数。小数点以下切り捨て。）のいずれか少ない戸数を上限として補助金交付申請を認めることとします。

【具体的事例】

中小住宅生産者が10社、中規模工務店が1社所属するグループを想定します（いずれも主たる事業所が特定被災区域以外に存する事業者）。

当該グループの割当戸数を40戸とすると、中規模工務店が施工可能な補助対象住宅の戸数の上限は、1社当たり、

- ① 5戸（一住宅生産者当たりの戸数の上限）
- ② $40戸 \times 0.1 = 4戸$
- ③ $40戸 \div (10社 + 1社) \div 3 = 3.6戸 \rightarrow 3戸$ （小数点以下切り捨て）

のうち、最も少ない③の3戸が中規模工務店の補助対象住宅の戸数の上限となります。

一方、中小工務店は1社当たり最大5戸まで補助対象住宅の補助金交付申請が可能となります。

「東日本大震災により被災した地域」の考え方について

本事業における、東日本大震災により被災した地域は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」のことを指します。

「特定被災区域」につきましては、内閣府ホームページをご参照ください。

【内閣府ホームページ（特定被災区域）】

<http://www.bousai.go.jp/2011jyosei-tokutei.html>

「柱・梁・桁・土台の過半」について

- 「柱・梁・桁・土台の過半」とは、柱・梁・桁・土台に使用する木材の材積の合計値の50%以上を占めることとします。
- なお、対象部位は柱・梁・桁・土台のみです。2次部材（母屋、垂木、棟木、小屋束、火打材、根太、大引、間柱等）は含まれませんのでご注意ください。さらに、丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え、2×4工法については、下表のとおり読み替えることとします。なお、これら以外の工法における考え方については、事前に評価事業者にご相談いただきますようお願いいたします。

軸組工法	柱	梁	桁	土台
2×4工法	縦枠、上下枠	床根太、端根太	頭つなぎ	土台

- 当該木材の使用については、実績報告の際に、当該木材の使用状況（使用した地域材の種類、使用量）がわかる書類（木材の証明書、木拾い表、納品書、認定木材取扱事業者登録書の写し等）を提出してください。

「元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者」の考え方について

- 最近の3事業年分（平成21年から平成23年）の元請の平均新築住宅供給戸数実績について、50戸程度未満の住宅供給事業者が対象となります。
 - ※ 「50戸程度未満」とは、50戸の1割増未満として、平均新築住宅供給戸数が54戸以下の住宅供給事業者を対象とするものとします。
 - ※ カウントする戸数には、木造以外の住宅も含み、また、集合住宅の各住戸もそれぞれカウントします。

- 供給戸数の実績については、対象となる事業年に建築主又は買主に引き渡した戸数が対象となります。

- 床面積が小規模な新築住宅（集合住宅の各住戸を含む。）については、
 - ① 床面積が55平方メートル以下の場合は戸数を2分の1
 - ② 床面積が40平方メートル以下の場合は戸数を3分の1として算定してください。

使用する「地域材」の内容等についての確認ができる書類について

適用申請書等の提出時に必要な、「使用する『地域材』の内容等についての確認ができる書類」は以下のとおりです（※ ①から③は必須。④については、グループが使用する「地域材」の認証制度において事業者の登録が必要な場合は必須。）

- ① 認証制度等の内容（産地や性能等の認証する内容、COC認証の必要性等）が確認できる資料
例) 認証制度のパンフレット、ホームページ等の情報をプリントアウトしたもの
- ② 地域材が住宅に使用されていることを証明する方法の説明書（任意様式による説明書）
- ③ ②に示す方法による証明のため個別物件ごとに添付すべき書類の具体例等
例) ○○県認証木材証明書（都道府県による木材認証制度によるもの）のひな形、合法木材証明書のひな形、木材納品書のひな形等
- ④ 構成員が「地域材」の取扱い事業者として認定を受けていること又は、それと同等の木材の分別管理等を行っていることを確認できる資料（「地域材」の認証制度において事業者の登録が必要な場合のみ）
例) FIPC登録証、COC認定書、合法木材事業者認定書、○○県木材証明取扱事業者証（都道府県による木材認証制度によるもの）